

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十六号）（傍線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 特定飼料等の検定（略）</p> <p>第三章 特定飼料等製造業者の登録等（特定飼料等の種類）</p> <p>第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一～十九（略）</p> <p>（特定飼料等製造業者の登録の申請等）</p> <p>第十三～三十条（略）</p> <p>第四～八章（略）</p> <p>第九章 雑則</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 特定飼料等の検定（略）</p> <p>第三章 特定飼料等製造業者の登録等（特定飼料等の種類）</p> <p>第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 デストマイシンA</p> <p>十二～二十（略）</p> <p>（特定飼料等製造業者の登録の申請等）</p> <p>第十三～三十条（略）</p> <p>第四～八章（略）</p> <p>第九章 雑則</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>特定飼料等の種類</p> <p>（略）</p> <p>亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナト</p>	<p>特定飼料等製造設備</p> <p>（略）</p>	<p>技術上の基準</p> <p>（略）</p>	<p>特定飼料等の種類</p> <p>（略）</p> <p>亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナト</p>	<p>特定飼料等製造設備</p> <p>（略）</p>	<p>技術上の基準</p> <p>（略）</p>

リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ビコザマイシ ン、フラボフオスフオリ ポール、モネンシンナト リウム、ラサロシドナト リウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン	特定飼料等の種類 (略)	特定飼料等検査設備 (略)	技術上の基準 (略)
	亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ビコザマイシ ン、フラボフオスフオリ ポール、モネンシンナト	(略)	(略)

別表第二(第十五条関係)

リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、デストマイシン A、ナラシン、ノシヘ プタイド、バージニアマ イシン、ビコザマイシン、 フラボフオスフオリポ ール、モネンシンナトリ ウム、ラサロシドナトリ ウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン	特定飼料等の種類 (略)	特定飼料等検査設備 (略)	技術上の基準 (略)
	亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、デストマイシン A、ナラシン、ノシヘ プタイド、バージニアマ イシン、ビコザマイシン、 フラボフオスフオリポ ール、モネンシンナトリ ウム、ラサロシドナトリ ウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン	(略)	(略)

別表第二(第十五条関係)

リウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン		
---------------------------------	--	--

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類 (略)	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織 (略)	基準 (略)
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	(略)	(略)

別表第四（略）

ル、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン		
--	--	--

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類 (略)	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織 (略)	基準 (略)
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	(略)	(略)

別表第四（略）